

2023年1月度留学生説明会 卒業後の在留資格について

今回は、みなさんの卒業後の進路に応じた在留資格の変更または更新について説明します。卒業後に就職活動を継続するための在留資格についてなどの内容が含まれますので、よく理解してください。

1. 卒業後の在留資格について

(1) 卒業後帰国する場合

帰国の準備などのために、在留資格「留学」の期限が過ぎても日本にしばらく滞在しなければならない場合は、すぐに「留学」から「短期滞在」など、適切な在留資格に変更してください。この場合、申請できる滞在期間は最長90日です。なお、大学を卒業した後は、「留学」の在留資格が残っていても、3か月が経過すると在留資格取消しの対象となりますので、速やかに帰国してください。

「短期滞在」の在留資格へ変更するには、住居地の出入国在留管理局へ行き、「在留資格変更許可申請」をしてください。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 「在留資格変更許可申請」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



※新型コロナウイルス感染症対策の影響により、出入国在留管理庁においては、帰国困難者に対し通常とは異なる対応を行っていましたが、現在は通常時の対応に戻っています。

○在留資格関連以外の必要手続き

卒業後帰国する場合には、在留資格に関する内容の他に、次のような手続きが必要です。

・医療保険の解約

国民健康保険は、居住する市区町村役所で解約し、保険証の返還、保険料の清算をしてください。また、「マイナンバー通知カード」または「マイナンバーカード」は、交付された市区町村役所へ返還してください。

・その他解約手続き

住居契約の解約手続きを行ってください。また、電気・ガス・水道・電気・携帯電話などの解約手続きを行い、料金を精算した上で、銀行口座の解約も行ってください。

(2) 卒業後日本で就職活動を継続する場合

「留学」の在留資格を持つ学生が、卒業後も継続して就職活動を行うことを目的として日本での在留を希望する場合、大学の推薦があれば、就職活動を行うための在留資格（在留期間6か月）への変更申請を行うことができ、認められた場合は更に1回の在留期間の更新（合計で最長1年）申請ができます。詳しくは下記を参照し、出入国在留管理局で申請手続きを行ってください。

◆本邦の大学等を卒業した留学生が就職活動を行う場合

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html>

申請するには下記書類（大学発行）も必要です。



①直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書

※在留資格期限が卒業式の直後に切れる場合は、卒業見込み証明書を準備し、仮手続きを済ませた後、卒業後に卒業証明書を提出してください

②直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての**推薦状**

本学では、申請者が次の全ての条件を満たすことを確認し、審査の上推薦状を発行します。

- 日本語能力試験 N2 または BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上を取得していること。（推薦状発行申請時に取得した資格の証明書コピーを提出すること。）

＜参考＞2019年6月より、日本語能力試験 N1 または BJT ビジネス日本語能力テスト 480 点以上の取得者は、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する幅広い労働に従事できるように、在留資格「特定活動」による入国・在留が認められています。そのため本学としても、在学中に N1 を取得することを推奨しています。詳しくは下記を参照して下さい。

◆出入国在留管理庁 「留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00038.html

- 在学中 CDC に進路カードを提出し面談を受けること。以降も CDC の呼び出しに応じること。
- 在学中に進路登録で日本での就職の意思を明確にすること。
- 在学中に継続して就職活動を行い、3 社以上の企業訪問を実施し、都度 CDC に書面で報告を行っていること（事後の提出は不可）
- 在学中に福岡新卒ハローワークまたは福岡県留学生サポートセンターに登録し、同機関が主催する留学生面談会に参加していること。
- 推薦状の発行希望者は、卒業までに推薦状発行申請を行うこと。個人的な事情により申請延期を希望する者は、卒業年の 5 月末（9 月卒業の場合 11 月末）まで申請を延期することができるが、延期する場合は期限を遵守する旨の誓約書を卒業までに提出すること。
- 就職活動を継続するための在留資格の有効期間中は、就職が決まるまでの間、毎月 1 回本学を訪問し、CDC および学生課に就職活動の状況について報告を行うこと。また本学からの、電話などでの連絡が取れる状況にしておくこと。

（3）在学中に日本国内で就職が決まった場合

日本で就職する際には、「技術・人文知識・国際業務」など就労が可能な在留資格に変更する必要があります。出入国在留管理局では、就労を開始する前年の 12 月より（3 月卒業の場合）変更申請を受付けていますので、内定先企業に相談し、早めに手続きを行ってください。

詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 在留資格変更許可申請

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



（4）日本の大学院に進学する場合

現在保有している、在留資格「留学」の有効期限が切れる前に、出入国在留管理局へ行き、在留期間の更新を行ってください。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 在留期間更新許可申請

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>

※本学発行の成績証明書および卒業証明書（または卒業見込み証明書）が必要です。

- (5) 9月卒業者などが、在学中または卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合
在学中に就職先が内定した方や、卒業後の継続就職活動中に就職先が内定した方が、企業に採用されるまでの間日本に滞在することを希望する場合、一定の要件を満たせば、採用時期までの滞在を目的とした「特定活動」の在留資格への変更が認められ、日本に継続して滞在することが可能です。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 大学等の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在をご希望のみなさまへ

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00013.html



ホームページには、手続き及び必要書類、対象及び要件（内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6か月以内に採用されること等）、及び資格外活動について掲載されています。

2. その他

○福岡県警からの注意喚起

◆携帯電話の不正取得は犯罪（別紙1）

携帯電話を他人に転売する目的で契約することは法律違反です。



◆賭博は危ない **GAMBLING IS DANGEROUS.**（別紙2）

来日外国人の違法賭博による金銭トラブル、暴行、監禁、恐喝等の相談が増加しています。

○福岡県 「医療に関する外国語対応コールセンター」

福岡県では、平成29年度より、「医療に関する外国語対応コールセンター」を設置し、外国人及び24時間365日19言語にて、①電話通訳、②医療に関する案内のサービスを提供しています。

◆ふくおか国際医療サポートセンター

<https://imsc.pref.fukuoka.lg.jp/>





福岡県警察からのお知らせ！

携帯電話の不正取得は犯罪です！

「携帯を契約するだけのバイトで簡単に稼げる」等の話をSNSで持ち掛けられ、携帯電話を契約し、犯罪に巻き込まれるケースが多発しています！

携帯電話を他人に転売する目的で契約することは法律違反です。

違反すると・・・

- 携帯電話販売店に対する詐欺罪
(10年以下の懲役)
 - 携帯電話不正利用防止法違反
(50万円以下の罰金等)
- などの罪に問われるおそれがあります！



Check

犯罪に巻き込まれないために

- 他人からの契約依頼を簡単に応じない
- 携帯電話、SIMカードを人に譲り渡さない



携帯電話転売目的のアルバイトは
絶対にしない！

Attention to foreigners living in Japan
(日本国内で生活する来日外国人の皆さんへ)
Notice from the Japanese Police
(警察からのお知らせ)

Gambling is dangerous!! (賭博は危ない!!)

Recently, the number of reports on money problems, violence, illegal confinement, extortion, etc., involving illegal gambling by foreigners is on the rise.
(現在、来日外国人の違法賭博による金銭トラブル、暴行、監禁、恐喝等の相談が増加しています。)



Examples of illegal gambling (違法賭博の概要)

- Types of gambling: Dice games, card games, lotto games and online casinos, etc.
(賭博の種類は、丁半博打、トランプ、ナンバーくじ、オンラインカジノなどです。)
- Members of gambling groups will approach you on Facebook.
(賭博グループは、Facebookで呼びかけてきます。)
- Some are loan sharks and will lend you money with extremely high interest.
(賭博グループの中には金貸しがあり、お金を超高金利で貸してきます。)

They may confine and extort you (監禁・恐喝事件に発展)

- If you lose, they will confine you in a room and make you write a promissory note.
(賭博に負けると、部屋に監禁され、借用書を書かされます。)
- You will be required to give your home country address, names of your family members and a contact number. They will intimidate your family.
(借用書には本国の住所、家族の名前、連絡先を書かせられ、家族を脅してきます。)
- They may take away your passport when they lend you money.
(借金する際にパスポートを取り上げるケースもあります。)

Gambling is a crime. Do not let your friends, etc., persuade you. If you hear anything about gambling, please report it to your nearest police station.

(賭博は犯罪です。友人等から誘われても絶対に断りましょう。また、このような賭博の話聞いた際には、最寄りの警察署に通報してください。)

Because gambling groups hint at reprisals against family members, people are afraid to report their problems to the police, their workplace or supervising organizations. Unable to pay their debts, some go into hiding thus becoming illegal aliens in Japan.

(賭博グループは家族への危害をほのめかすために、警察や、勤務先、監理団体に相談できず、借金を抱え込んで失踪し、不法残留になる人がいます。)

If your life is threatened, call 110.

(身の危険を感じたら、110番をしてください。)